

「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」

(平成19年5月30日)

地方が主役の国づくり

地方政府 ~ 自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取組み
国のあり方、国のかたちそのものにかかわる重要な政治改革
将来の道州制の本格的な導入の道筋

1 目指すべき方向性

分権型社会への転換

地方の活力を高め、強い地方を創出

地方の税財政基盤の確立

簡素で効率的な筋肉質の行財政システム

自己決定・自己責任・受益と負担の明確化 により地方を主役に

2 基本原則

基礎自治体優先

明快、簡素・効率

自由と責任、
自立と連帯

受益と負担の明確化

透明性の向上と
住民本位

3 調査審議の方針

19年6月

地方との意見交換等
の集中的実施
課題検証、論点集約し、
重点的に検討

19年秋

調
査
審
議

中間的な取りまとめ

おおむね2年以内を
目途に順次「勧告」

22年3月

〔地方分権改革推進
計画閣議決定〕

〔新分権一括法案提出〕

(調査審議事項)

国と地方の役割分担の徹底した見直し等

〔国と地方の役割分担の徹底した見直し(分野ごとの見直し、地方支分部局の廃止・縮小、地方自治体の組織・定員のスリム化の推進)。権限移譲の推進。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大。関与の見直し。国の法令による新たな義務付け・枠付け等についてのチェックシステムの整備〕

地方税財政制度の整備

〔国と地方の役割分担等の徹底した見直し。分権型社会にふさわしい税源移譲の推進。その際、地方税財源の充実確保、地域の税収偏在の是正等の観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討。地方債を含めて地方分権にかなった地方税財政制度の整備〕

行政体制の整備及び確立方策

〔地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進等による地方分権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立方策〕

4 政府及び地方自治体に望むこと

政府は改革関連施策を確実に実施。

地方自治体は、透明性と自浄性を高め、住民の信頼を確保。人材育成など行政能力向上の努力。